

一般財団法人食品安全マネジメント協会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第43条に基づき、一般財団法人食品安全マネジメント協会(以下「当法人」という)の会員に関し必要な事項を定め、会員の資格及び地位を明確にすることを目的とする。

(会員制度)

第2条 当法人は、当法人の事業に賛同し、これを支援し参画する個人、法人または団体を会員として登録する。

(会員の種別)

第3条 定款第43条に規定する会員は、次の通りの区分とする。

- (1) 法人会員：食品関係事業者である会員をいう。
- (2) 業界団体会員：業界団体である会員をいう。
- (3) 賛助会員：当法人が提供する認証スキームの運営に直接関わる認証機関、認定機関、研修機関、要員認定機関、金融機関、コンサルティング会社等をいう。
- (4) 個人会員：個人の会員をいう。

2 法人会員は原則として食品関係事業を主な業務とする民間企業が入会するものとし、業界団体会員は原則として食品関係事業を主な業務とする業界団体及び自治体等の民間企業以外の法人格を有する団体が入会とするものとし、賛助会員は食品関係事業に関連する業務を主な業務とする民間企業が入会するものとし、個人会員は個人が入会するものとする。

(入会手続)

第4条 会員資格の付与は、理事会の承認によることとし、会員資格を付与する通知の発出を持って当法人の会員として入会したとみなす。なお、会員種別は第3条に準ずる。

- 2 会員になろうとする者は、当法人が発行する請求書に基づき、年会費及び入会金を請求月から3か月(請求月を含む)以内に支払うものとする。
- 3 年会費の対象期間は、理事会承認月から12か月間とする。
- 4 別表の年会費区分は、入会時における直近3年間平均の売上規模により決定する。
- 5 入会后、年会費区分が上位または下位に変更になる場合、会員は、遅滞なく当法人に申告を行うものとする。当法人は、次回より新たな年会費区分に基づき請求を行う。
- 6 親会社が会員資格を有する連結対象企業又はホールディングスカンパニーが会員資格を有する傘下の企業が会員になろうとする場合には、年会費及び入会金を支払うことなく会員資格を得ることができる。ただし、当法人が示す入会申込書の提出などの方法により入会の意思を当法人に伝える際に、当該事実を示す資料を添付する必要がある。
- 7 設立者は、入会金を支払うことなく会員資格を得ることができる。

(会員資格の継続及び喪失)

第5条 会員資格の継続を希望するものは、当法人が発行する支払依頼に基づき、支払期限までに年会費を納入することによって会員資格を継続することができる。

2 第1項に定める年会費が、支払期限より3箇月を超えて未納の場合は、会員資格を喪失するものとする。

3 第1項及び第2項の規定に拘らず、理事長の判断によって会員資格の継続を留保する場合がある。

(理事会への報告)

第6条 事務局は、理事会に入会員等の状況を都度報告しなければならない。

(年会費及び入会金)

第7条 会員の年会費は別表のとおりとする。

2 入会金は、年会費の4分の1の価額とする。

(年会費の使途)

第8条 前条の年会費は、その50%を超える金額を事業費に使用するものとする。

(退会)

第9条 会員は、当法人が示す退会申請書の提出などの方法により退会の意思を当法人に伝えることによって退会することができる。ただし、既に納入した年会費の返還は行わない。

(除名)

第10条 会員が当法人の信用・名誉を傷つけたときは、当法人は理事会の決議によりその会員を除名することができる。その際、年会費の有効期間中であっても年会費の返還は行わない。

(細則)

第11条 この規程に定めのない会員に関する必要な事項は、理事長が別に定め、特に重要な事項については理事会でこれを定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

1 この規程は、当法人が登記した日から施行する。

附 則

1 この規程の一部改訂は、平成29年2月13日から施行する。

(以下余白)

別表 年会費（第7条関係）

| 種別 | 売上規模 (直近3年間平均) | 年会費 |
|--------|-------------------|---------------|
| 法人会員 | 5000億円以上 | 1,000,000 円/年 |
| | 2000億円以上 | 750,000 円/年 |
| | 1000億円以上 | 500,000 円/年 |
| | 500億円以上 | 250,000 円/年 |
| | 200億円以上 | 150,000 円/年 |
| | 100億円以上 | 100,000 円/年 |
| | 50億円以上 | 50,000 円/年 |
| | 50億円未満 | 30,000 円/年 |
| 業界団体会員 | (基準なし) | 100,000 円/年 |
| 賛助会員 | 5000億円以上 | 1,000,000 円/年 |
| | 2000億円以上 | 750,000 円/年 |
| | 1000億円以上 | 500,000 円/年 |
| | 500億円以上 | 250,000 円/年 |
| | 200億円以上 | 150,000 円/年 |
| | 100億円以上 | 100,000 円/年 |
| | 50億円以上 | 50,000 円/年 |
| | 50億円未満 | 30,000 円/年 |
| 個人会員 | (なし) | 30,000 円/年 |